

# 自動車税過誤納金還付請求権譲渡通知書

(あて先)

滋賀県自動車税事務所長

**必ず過誤納事由発生日後に提出して下さい。**

※郵送での提出も可能です。

年 月 日

**譲渡人** (課税年度の4月1日現在の納税義務者(自動車税納税通知書に記載された方)となります。)

住所・所在地

電話番号 ( - )

氏名・名称

⑩ ※ 実印を押印し、印鑑(登録)証明書(写し可)を添付してください。

※ 法人の場合は代表者氏名も記入願います。

下記自動車税過誤納金の還付請求権については、 年 月 日、次の譲受人へ譲渡しましたので通知します。

課税年度	税目	登録	滋賀				ひらがな				過誤納金発生事由	□抹消登録(廃車)	□二重(超過)納付	
年度	自動車税	番号	(滋)								発生年月日	年	月	日

**譲受人**

〒 フリガナ

住所・所在地

フリガナ

氏名・名称

電話番号 ( - )

**★注意事項★ 必ずお読み下さい。**

- 譲渡人が自署(法人の場合はゴム印でも可)し、実印(印鑑登録した印。法人の場合は代表者印)を押印してください。
- 印鑑(登録)証明書(発行日から12か月以内のもの。写し可。)を添付してください。
- 譲渡人の氏名(名称)・住所(所在地)に変更がある場合は、その経緯の分かる書類(住民票・戸籍の附票・登記簿謄本等)を添付してください。
- 提出期限 抹消登録.....事由発生から2週間以内  
二重(超過)納付.....事由発生から1週間以内  
※なお、この期限を経過した場合は、納税義務者に還付されることになりませんので、ご注意ください。
- 本書を提出された場合でも、譲渡人または譲受人に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当されるため、譲受人への還付がされません。なお充当後に残額がある場合はその残額が還付されます。**
- その他不明な点は、滋賀県ホームページや説明チラシで確認いただくか、下記までお問い合わせ下さい。

口座振替希望の場合は下記へ記入して下さい。(譲受人名義に限る。)

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	本店(所) 支店(所) 出張所
預金種別	普通・当座・ その他( )	口座番号
	右づめで記入して下さい	
口座名義人	カタカナで記入してください。	

滋賀県自動車税事務所 納税課 還付担当  
〒524-0104 滋賀県守山市木浜町2298-2  
電話:077-585-7288  
FAX:077-585-7299

受付印

自動車税事務所処理欄				
還付先コード	入力		確認	